



2018年4月23日

## 「電子決済等代行業者との連携及び協働に係る方針」の変更について

千葉銀行（頭取 佐久間 英利）は、「銀行法等の一部を改正する法律」に基づき、「電子決済等代行業者との連携及び協働に係る方針」（以下「方針」）を公表しておりますが、2018年4月23日（月）、「TSUBASA FinTech共通基盤」<sup>※1</sup>によるAPIの提供開始に伴い、方針の一部を変更しました。

主な変更内容は下記のとおりです。

当行は、電子決済等代行業者<sup>※2</sup>との連携・協働によるオープンイノベーションを積極的に推進し、お客さまの多様なニーズにお応えする先進的で付加価値の高いサービスの創造を目指してまいります。

### 記

#### （1）APIの体制整備について

個人のお客さまの口座について、2018年4月を目途に整備を完了する予定としておりましたが、このたび整備を完了し、APIの提供を開始しました。

#### （2）開発者ポータル提供について

開発者ポータル提供を開始しました。

※1 「TSUBASAアライアンス」参加行とT&Iイノベーションセンター株式会社が共同で構築した、フィンテック企業等の外部事業者が同一の仕様で接続できるオープンAPIのプラットフォームです。

※2 銀行法等の一部を改正する法律（2017年6月2日公布）による改正銀行法に定める事業者で、別途当行との間で電子決済等代行業者に係る契約を締結した事業者をいいます。

以 上

# 電子決済等代行業者との連携及び協働に係る方針

(2018年4月23日現在)

## 1. 基本方針

当行は、社会全体のデジタル化に対応するため、フィンテックなどを活用しお客さまの利便性向上や業務の効率化を推進しております。このようななか、当行はオープン・イノベーションを促進する観点から、利用者保護を確保することに留意しつつ、電子決済等代行業者<sup>\*1</sup>をはじめとする多様な協業先との連携・協働により、先進的で付加価値の高いサービスの創造を目指してまいります。

## 2. APIの体制整備

当行は、基本方針に則り以下のとおりAPI<sup>\*2</sup>の整備を行います。

(1) 当行は、電子決済等代行業者とのAPI連携(更新系API<sup>\*3</sup>)を可能とする体制の整備を行っており、個人のお客さまの口座については、2018年4月に整備を完了しております。  
(提供する機能については別紙参照)

(2) 当行は、電子決済等代行業者とのAPI連携(参照系API<sup>\*4</sup>)を可能とする体制の整備を行っており、個人のお客さまの口座については、2018年4月に整備を完了しております。  
法人のお客さまの口座については、2018年度夏を目途に必要な体制を整備する予定です。  
(提供する機能については別紙参照)

## 3. システムの設計・運用

当行が提供するAPIに関するシステムは、全銀協「オープンAPIのあり方に関する検討会」による「オープンAPIのあり方に関する検討会報告書」(2017年7月13日公表)に記載のAPI標準基準およびセキュリティ原則に則っております。

認証・認可の方式等は以下のとおりです。

取引認可の方式	OAuth2.0
データ交換形式	JSON
レスポンス形式	REST

なお、個人のお客さまの口座に係るAPI連携システムの設計、運用及び保守については、「TSUBASAアライアンス」<sup>\*5</sup>が共同出資するT&Iイノベーションセンター株式会社に委託して行います。また、法人向けインターネットバンキング契約があるお客さまの口座に係るAPI連携システムの設計、運用及び保守については、株式会社NTTデータへ委託する予定です。

なお、法人向けインターネットバンキング契約のないお客さまの口座に係るAPI連携システムの設計、運用及び保守については、T&Iイノベーションセンター株式会社への委託を検討しております。

#### 4. 担当部署の連絡先

当行において電子決済等代行業者との連携及び協働に係る業務を行う部門の名称及び連絡先は、以下のとおりです。

連絡先	千葉銀行 経営企画部（フィンテック事業化推進室） fintech@chibabank.co.jp
-----	---

#### 5. 参考情報

当行が提供する API の具体的な仕様の閲覧、テストなどが行える「開発者ポータル」を用意しております。

- ※1 銀行法等の一部を改正する法律（2017年6月2日公布）による改正銀行法に定める事業者で、別途当行との間で電子決済等代行業者に係る契約を締結した事業者をいいます。
- ※2 API とは、Application Programming Interface の略であり、お客さまの同意に基づいて銀行等のシステムに外部から接続して安全に情報を取得できるようにするための接続仕様をいいます。
- ※3 更新系 API とは、改正銀行法第二条第十七項第一号に定める行為を含む、取引指図や情報の更新等を行うための API をいいます。
- ※4 参照系 API とは、改正銀行法第二条第十七項第二号に定める行為を含む、口座残高や明細等を参照するための API といいます。
- ※5 千葉銀行、第四銀行、中国銀行、伊予銀行、東邦銀行、北洋銀行、北越銀行の7行が参加する地銀広域連携の枠組みです。

以上

API で提供する機能（2018年4月23日現在）  
～個人のお客さまの口座～

(1) APIの種類

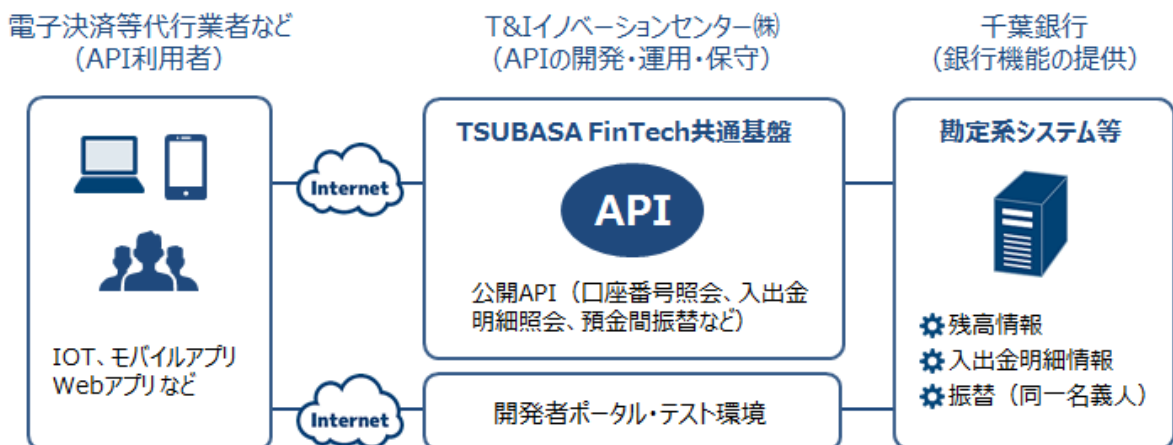
種類	APIの名称
更新系	・預金間振替（同一名義の預金口座間の資金を移動する）
参照系	<ul style="list-style-type: none"> <li>・口座番号照会（預金口座番号の一覧を取得する）</li> <li>・個別口座残高照会（指定された口座の残高を取得する）</li> <li>・全口座残高照会（応答可能な口座の全てまたは指定された口座の残高を取得する）</li> <li>・入出金明細照会（指定された口座の入出金明細を取得する）</li> <li>・投資信託残高照会（投資信託の残高を取得する）</li> </ul>

(2) 参照系 API で提供する口座情報

内容	普通預金	貯蓄預金	定期預金	積立定期預金	外貨普通預金	外貨定期預金
残高照会	○	○	○	○	○	○
入出金明細照会	○	○	—	—	—	—
内容	投資信託	カードローン	住宅ローン	教育ローン	マイカーローン	フリーローン
残高照会	○	○	○	○	○	○
入出金明細照会	—	—	—	—	—	—

※データ取得可能期間は最大15か月分です。

(3) システム概要



API で提供する機能（2018 年夏を目途）  
～法人向けインターネットバンキング契約があるお客さまの口座～

(1) API の種類

種類	API の名称
参照系	<ul style="list-style-type: none"><li>・残高照会（指定された口座の残高を取得する）</li><li>・入出金明細照会（指定された口座の入出金明細を取得する）</li></ul>

(2) 参照系 API で提供する口座情報

内 容	普通預金	当座預金
残高照会	○	○
入出金明細照会	○	○

※データ取得可能期間は最大 62 日分です。